



「住民税均等割のみ課税世帯」及び「低所得者の子育て世帯」への 給付金に係る補正予算の専決処分について

物価高騰により厳しい状況にある「住民税均等割のみ課税世帯」及び「低所得者の子育て世帯」に対し、生活を支援するための給付金を速やかに支給できるよう、令和6年1月18日付けで補正予算を専決処分した。

○ 低所得世帯への給付金の概要

(1) 給付対象世帯

| | | |
|---|--------------|---|
| ① | 住民税均等割のみ課税世帯 | 令和5年度住民税所得割が課されていない者のみで構成される世帯（住民税非課税世帯を除く） |
| ② | 低所得者の子育て世帯 | 「令和5年度住民税均等割非課税世帯」及び「令和5年度住民税均等割のみ課税世帯」に属する18歳以下の児童 |

(2) 給付額

| | | |
|---|--------------|--------------|
| ① | 住民税均等割のみ課税世帯 | 1世帯当たり 100千円 |
| ② | 低所得者の子育て世帯 | 児童1人当たり 50千円 |

(3) 事業費

| | | | |
|----|--------------|-----------|---------------|
| ① | 住民税均等割のみ課税世帯 | 400,000千円 | 100千円×4,000世帯 |
| ② | 低所得者の子育て世帯 | 150,000千円 | 50千円×3,000人 |
| 合計 | | 550,000千円 | |

※財源は全額、国庫補助金

(4) 支給予定時期

- ・ 令和6年1月18日 専決処分により予算措置
- ・ 令和6年1月25日 対象世帯へ支給案内を送付開始
- ・ 令和6年2月 1日 給付金の支給開始
- ・ 令和6年5月31日 申請受付終了

(5) 支給方法

住民基本台帳及び課税情報に加え、給付金振込口座及びマイナンバーの情報を活用し、プッシュ型により迅速な支給を行う。